

る場合には監事の権限が会計に関する監査に限定される規定であると考えられることから、特段、定款変更する必要はありません。

逆に、監事に会計に関する監査に加え、業務監査の権限を付与する場合には、その旨を追加するか「監事の職務を会計に限定している」とみなされる現在の定款の規定を削除する必要があります。

組合員の権限が強化されます

一方で、これまでどおり監事の権限を会計に関する監査に限定する場合には、組合員に理事会の招集請求権が与えられるなど、監事の業務監査権限に相応する権限が組合員に与えられます。

総会・理事会議事録の記載事項等が異なることに留意することが必要です

監事の権限が会計に関する監査に限定されるか、理事の業務の監査にまで拡大されるか（前述）によって、総会議事録の記載事項や理事会議事録の記載事項が異なってきますので、注意が必要です。

なお、監事の権限が会計に関する監査に限定されている場合には、理事長が監事に対して理事会の招集通知を発する義務や監事が理事会へ出席し、理事会の議事録へ署名、記名押印する義務は課されていませんが、実際に監事が理事会へ出席した場合には、中協法施行規則上にその旨の規定がないことから、理事会議事録への署名、記名押印義務等が課されることとなります。

4. 決算関係書類等の作成・手続の明確化

決算関係書類等に関する手続が明確化されました

これまで、理事は、

- ① 通常総会の1週間前までに決算関係書類を監事に提出しなければならない、
 - ② 通常総会の1週間前までに決算関係書類を主たる事務所に備え置かなければならない、
- とされていました。

今回の改正により、

- ① 決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない
 - ② 理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類、事業報告書及び監査報告を、通常総会の通知とともに組合員に提供しなければならない
 - ③ 組合は、通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所（従たる事務所へは写し）に備え置かなければならない、
- とされました。

決算関係書類を通常総会の招集通知と併せて組合員へ提供する必要があります

これまでは通常総会の招集に当たっては会議の目的たる事項、すなわち議案を示すことで足りていましたが、平成19年4月以後に通常総会の招集通知を発出するに当たっては、決算関係書類と事業報告書、監査報告を併せて提供（書面の場合は郵送）しなければならないことに留意する必要があります。したがって、決算関係書類、事業報告書は事業年度終了後に、できるだけ早く作成することが必要です。

また、監事は、組合から決算関係書類（業務監査権限を有する監事は事業報告書を含む）を提供されてから原則4週間を経過した日までに監査報告を行う義務が課せられます。

このこと及び通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を事務所へ備え置くことが義務づけられたことから、年度末終了後に速やかに決算関係書類、事業報告書を作成する必要があります。ただし、監事が決算関係書類（業務監査権限を有する監事は事業報告書を含む）の提供を受けてから4週間を経過する日以前に監査報告を行うことは可能です。このため、監事の監査能力と監査に要する実際の期間を見極め、関係書類の作成期限を予め決定することが肝要です。

以上を踏まえて、決算関係書類及び事業報告書の監事への提出時期、理事会の開催時期、通常総会の通知とともに決算関係書類及び事業報告書を組合員に提供する方法等について、個々の組合で検討する必要があります。